

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「併設する場合」の次に「の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」を加え、同条第6項中「以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第3条第7項及び第4条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第44条第1項ただし書中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第46条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする」を「新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上であること」に改め、同項各号を削る。

附則第3項から第9項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第10項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「第5条第5項ア」を「第5条第1項第5号ア」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。